

宇城市農業委員会の農地利用最適化推進委員

募集要項

「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員と連携して農地等の利用の最適化を推進するために、宇城市では令和8年7月から農地利用最適化推進委員になっていただく方を募集します。

1 募集人員

20人

募集する担当区域は、別紙のとおりです

2 任期

宇城市農業委員会が委嘱する日（令和8年7月21日以降）から
令和11年7月19日まで

3 職種

宇市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 担当区域内の農地に係る利用状況調査
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進）に係る現地での調査・指導等の活動
- (3) 農業委員会の総会における活動報告及び意見申述

上記の業務に関し、必要に応じて毎月開催する農業委員会総会での意見報告、各種研修会への出席があります。

なお、農地利用最適化推進委員は、活動の内容を月ごとに記録し、宇城市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

5 委員報酬

月額27,800円（別途、能率給あり）

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

- 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する者は推薦・応募できません
- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (3) 宇城市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等である人
 - (4) 宇城市が設置する附属機関の委員である者。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない
 - (5) 宇城市職員

7 推薦及び応募に係る手続等

以下の（1）の様式に必要事項を記入のうえ、（2）の添付書類を添えて、郵送又は持参により、宇城市農業委員会事務局へ提出してください。
様式の入手方法は（3）のとおりです。

（1）推薦及び応募様式

- ア 個人が推薦する場合 別記様式第1号
- イ 法人又は団体が推薦する場合 別記様式第2号
- ウ 自ら応募する場合 別記様式第3号

（2）添付書類

- ア 上記の推薦及び応募様式に付随する別紙1、別紙2及び別紙3
- イ 推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3カ月以内の本籍及び筆頭者が記載されているもの）

（3）様式の入手方法

次の窓口に備えるほか、宇城市ホームページからもダウンロードできます。

窓口	所在地	電話番号
宇城市農業委員会事務局	宇城市松橋町大野85番地	0964-32-1341
宇城市三角支所建設経済課	宇城市三角町波多213番地1	0964-53-1111
宇城市不知火支所総合窓口課	宇城市不知火町高良2273番地1	0964-33-1111
宇城市小川支所総合窓口課	宇城市小川町河江87番地1	0964-43-1111
宇城市豊野支所総合窓口課	宇城市豊野町糸石3516番地1	0964-45-2111

8 推薦又は応募の重複について

同一の方が複数の担当区域で推薦を受けること又は応募することができますが、複数の担当区域の農地利用最適化推進委員を兼ねることはできません。

また、同一の方が、農地利用最適化推進委員と農業委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、双方の委員を兼ねることはできません。

9 推薦及び応募に係る書類の提出先

宇城市農業委員会事務局

〒869-0592

宇城市松橋町大野85番地

電話0964-32-1341（直通）

10 受付期間

令和8年2月12日（木）から令和8年3月9日（月）まで【必着】

持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

11 選考方法

宇城市推進委員候補者評価委員会を設置し、提出された書類をもとに農地利用最適化推進委員候補者の選考を行います。（必要に応じて面接をする場合があります。）その後、農業委員会が委嘱します。

12 選考結果のお知らせ

最終的な選考結果は、令和8年7月中旬に、推薦を受けた方、推薦をした方、応募した方全員に郵送により通知します。

また、7月中旬に決定した農地利用最適化推進委員の名簿を宇市のホームページに掲載します。

1 3 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、宇市のホームページで提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている以下の内容を公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 推薦又は応募する担当区域
- (2) 推薦をする人（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする人（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (4) 推薦を受ける人又は応募する人の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする人が、推薦を受ける人を別途募集する宇城市農業委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が同委員に応募しているか否かの別
- (7) 推薦を受けた人の数
- (8) 応募した人の数

1 4 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会します。

1 5 問合せ先

〒869-0592

宇城市松橋町大野85番地

宇城市農業委員会事務局

電話 0964-32-1341（直通）

担当 御船

別紙

農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の区域（募集する担当区域）

地区名	その担当区域（農地の所在地）	募集人員
三角 1	大田尾、三角浦、波多	1
三角 2	戸馳	1
三角 3	郡浦、前越	1
三角 4	中村	1
三角 5	大口、手場、里浦	1
不知火 1	長崎、浦上	1
不知火 2	亀松、高良、御領、柏原、小曾部	1
不知火 3	永尾、松合、大見	1
松橋 1	松橋、松山、東松崎、久具、大野、きらら 1～3 丁目	1
松橋 2	内田、竹崎、豊福、両仲間	1
松橋 3	西下郷、豊崎、南豊崎	1
松橋 4	御船、浅川、砂川	1
松橋 5	曲野、古保山、萩尾、浦川内	1
小川 1	東海東、北海東	1
小川 2	西海東、南海東	1
小川 3	東小川、南小川、小川、西北小川	1
小川 4	南部田、北部田、南小野、中小野、北小野	1
小川 5	河江、江頭、川尻、北新田、南新田、新田、新田出、住吉、不知火	1
豊野 1	糸石、巣林、安見、山崎	1
豊野 2	下郷、中間、上郷	1